

厚生文教常任委員会会議録

- 1 日 時 令和5年12月4日(月)
11時00分開会 11時38分閉会
- 2 会議場所 役場3階 第2委員会室
- 3 出席議員 委員長：川上 均 副委員長：橋本晃明
委 員：山本奈央、桜井崇裕、佐藤幸一、西山輝和
議 長：山下清美
- 4 事務局 事務局次長：川口二郎
- 5 議 件
(1) 請願の審査について
(2) 所管事務調査の申し出について
(3) その他
- 6 会議録 別紙のとおり

【開会 11 : 00】

(1) 請願の審査について

委員長 (川上 均) : 只今より厚生文教常任委員会を開催する。本日の議題については、請願の審査についてということで、請願第6号、選択的夫婦別性制度の議論の活性化を求める意見書の請願についてである、これについて審査する。これは、昨年も一回私の方で出させていただいた内容とほとんど同じ内容となっている。これについて皆さんの方からご意見をいただきたいと思う。若干、私の方から説明をさせていただくと、前回と同じになるが、平成30年に内閣府が公表した世論調査の中では、選択的夫婦別性の導入について賛成する又は容認と答えた国民が約67%おり、特に多くの人が初婚を迎える30歳から39歳における賛成容認の割合は約85%となっている。現状、どのような問題が起きているかということで、少し紹介をさせていただきたくと、例えば少子高齢化の中で、一人っ子世帯が多くなり、家の後を継ぐのに実際に結婚をためらう人が増えている、最終的には少子化の問題にも大きく影響しているということ、それから政府では旧姓の通称使用の拡大について現在取り組みを進めているが、これはダブルネームということで、それを使い分ける本人の負担がものすごく大きい、更に、企業、行政についても管理コストの増大を招いている、特にマイナンバーカード等では行政におけるシステム改修でも200億円近くの費用が現実に別にかかっているという問題も起きている。特に国際化の中で女性が世界に進出していく中でのダブルネームというのは、非常に大きな問題がおこっている状況にある。本人の名前と違って通称利用した場合、スパイに間違われる、疑われるという事例も頻繁に起きているということである。そういった中で、なかなか国の審議が進まない中で、地方議会としてもこれについて、国に対して更なる議論を深めてもらいたいということでの請願である。皆さんのご意見を頂きながら、あくまでもこれは困っている人、現実に生活している中で夫婦別性が選択できない中で困っている人を助けるという主旨で理解をしていただければよろしいと思うので、皆さんのご意見をいただきたいと思う。

山本委員 : 活性化を求めるということだったので、どんなところがいいのかということのを議論してほしいということでもいいと思うけれども、これは困っている人の悩みを改善しようということだったけれども、姓があることでいいこともあって、戸籍制度であれば家を守るためもあるし、なぜ同じ姓に入るかというと、弱い立場である女性や子どもを守るために性を一緒にするということが元々日本の歴史的にはやってきたことなので、これは困っている人のことも書いてあるけれども、姓があることで今までいい面があったということも知ってもらえるといいと思うが、議論の活性化を求めるということだったので、これで考えてもらうにはいいと思う。

佐藤委員 : 現在進めている、一本化されている、基本的に言わせてもらえばどちらでもいいという気持ちもしているが、現状で進めていっていただきたいという思いがある。

西山委員 : 国会でも議論が進んでいないということなので、この問題も議論を進めていくにはいいのではないかと思う。

橋本委員 : 私も山本委員が話していたように、議論を活性化させるという部分ではいいと思う。中身については色々議論はあると思うが、出す以上はある程度中身についても理解していかなければならないと思うが、私の周りでは女性の方が仕事していく上で、メールアドレスはそのまま使いたいが、本人と名前が一致しないやり取りというのがあって、戸惑うということが実際の場面でもあるので、ここは強制ではなくて選択的夫婦別性とい

うことなので、進めてもいいのではないかと考えている。どちらの姓を選ぶかというので、どちらでもいいというのは憲法になっているが、実際にはほとんど女性の方が姓を変えているというところもあるので、どちらを選ぶかは夫婦の自由と言いつつも女性を変えざるを得ないようになってきているというところが一つ問題だと思う。

桜井委員：最高裁で合憲とされたということであるので、この制度についてのあり方をしっかり国会も受け止めて、議論を進めてもらいたいという意味では、この意見書については賛成である。ただ、請願主旨の中で、委員長が言われたことだとか、山本委員が言われたように、困っている人がいる、それを不都合だと思っている人がいるという言い方をしていたけれども、請願主旨の冒頭のところで、社会的信用と実績を積んだ人が望まない改姓を余儀なくされているということ強く打ち出しているという事については、いかなものかという感じ方をしている。

委員長：私が言ったのは、ここに社会的な信用と実績という部分、これは同義語だと思う、結局選択なので、困難な人は旧姓を選ぶ、そうでない人は今までどおりということで構わないと思うので、その辺の理解をいただきたいと思う。只今、全体で皆さんの意見をお聞きしたところ、概ね議論を進めること自体は問題ないということで受け止めてよろしいと思うが、よろしいか。

(「はい」 との声あり)

委員長：それでは、この請願については賛成で進めていくということで、只今、事務局より意見書案を配布する。

【意見書案配布】

桜井委員：同じ文章でいくのであれば、社会的な信用と実績を築いた人が望まない改姓を余儀なくされるということも一つの例ということで、されること等と、等を加えていただきたいと思う。

委員長：余儀なくされること等ということでよろしいか。それでは等を追加して文章としたいがよろしいか。

(「はい」 との声あり)

委員長：それではそのような形で進めたいと思う。それでは等を付け加えて意見書案として14日に提出したいと思う。続いて、請願第7号、パンデミック条約締結及び国際保健規則改正に係る情報開示等を求める請願について審査をしたいと思う。暫時休憩する。

【休憩 11：14】

【再開 11：22】

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。この請願については、ここに表記されているように、いわゆるこれらの、WHOの国際保健規則の改正に関する協議内容について、もっと国民が知るべきではないか、影響等分かりやすく国民に周知することを目的とした請願、一つとして、もう一つは、地方議員、国会議員をはじめとする一般国民からの意見を聴取する手続きを開始したいという請願になっているので、これらについて反対賛成とかということではなくて、国は情報を公開して、国民の議論を深めて欲しいという請願の中身になっているので、これを理解していただきたいと思う。それでは皆さんの意見を確認させていただきたいと思う。

山本委員：国民が周知すること、そして考えることの情報きちんとして広めてもらうこと、国会議

員も地方議員も一般国民から意見を聴取するという事は大切だと思うので、それをしてくださいということで請願に上がっているのです、こちらでよろしく願います。

佐藤委員：委員長、山本委員が話したように開示を求める請願ということなので、これについては賛成する。

西山委員：国民にわかりやすく周知してほしいということですので、よろしいと思うが、2番目のところの地方議会議員の前に国会議員も加えた方がいいのではないかなと思うが。

委員長：地方議員の前に国会議員も含めたらいいのではないかなという意見があったが、これについてはまた別にして、皆さんの意見を先にお聞きしたいと思う。

橋本委員：WHOによるワクチンの配布計画等については、今説明あったのとは違うような解釈であったので、この中身について判断今のところできないと思う。採択するにはちょっと情報というかが必要なのかと、今回は見送ったほうがいいのではないかなと思う。

桜井委員：情報が少ないという部分は否めないと思うけれども、(2)の国民の意見を聞くという意味では、5月までにそういう時間があるのかという問題があると思う、今、国の動きの中でそれだけの余裕があるのかという感じを持っているので、2番については欲しいと思うけれども難しい部分があるという感じがする。

委員長：只今、皆さんから意見をお聞きした中で、概ね1と2については理解されたということで確認したいがよろしいか。

(「はい」との声あり)

委員長：只今確認された中で、西山委員から言われた、地方議会議員の前に国会議員も含めたらどうかということであったが、国会での審議、国会でもまだ議論されていない中での内容であるので、先に国会で審議して、それから分かりやすくということですのでよろしいと思うので、特に国会議員が必要かどうかについてどうかと思うが、皆さんから意見いただきたいと思う。

桜井委員：自分としては委員長なり山本委員ほど、WHOのパンデミック条約については無知なので、なかなかわからないというのが本音である。国会議員は必要ないと思う。

山本委員：国会に出すので国会議員は必要ないということだったが、書けば見た方はわかりやすいと思った。あと、橋本委員が②のワクチン配分計画を作成しというところが判断しかねるということであれば、こちらを抜いて提出した場合はどうか。

橋本委員：この部分というのは、意見としてこちらから言う部分ではなくて、WHOが言っているのはこういうことであると書いてある部分だと思うので、これはこっちで直すと言うことはできないのではないかなと思う。

委員長：これらを含めての請願になっているので、削除することはできないのではないかなということですのでよろしいか。国会議員については分かりやすいから載せた方がいいということ。

佐藤委員：私もまるっきり無知あるが、開示を求めるということだからこのままの文章でいいと思う。

委員長：国会議員も含めたほうがということであるが、国会で審議をするということですので、このとおりの内容でよろしいか。それでは、この請願についてはこのような形で確認をさせていただきたいと思う。意見書案を事務局より配布する。

【意見書案配布】

委員長：内容については特に訂正する部分があれば出していただきたいが、このような形で提出するということで確認させていただく。暫時休憩する。

【休憩 11：34】

【再開 11：34】

(2) 所管事務調査の申し出について

委員長：休憩前に引き続き会議を開く。続いて所管事務調査の申し出については、3月定例会までの調査の申し出を行うことになっている。皆さんの方からあれば出していただきたいと思うが、前回、最初の厚生文教常任委員会の中で出されたのは、在宅支援制度の現状については今回報告が終わったところである。それから、清水高校の現状についても終了している。残っている部分については、町民生活課の中では空き家の現状、合同墓についての調査、子育て支援課の中では学童の関係と給食センター、そして渋沢栄一の関係、学校教育の関係では小中一貫の義務教育について、社会教育課についてはアイスホッケーの現状について、前回皆さんから出されたテーマがある。その他にも今回皆さんの方から特に調査したいことがあれば出していただきたいと思うが、11日まで検討していただくということによろしいか。

(「はい」との声あり)

(3) その他

委員長：それでは、それまでに検討いただくということにする。その他として、平成6年度の道外研修について、視察テーマと視察先について皆さんの方で検討いただきたいと思うので、これについても次回の委員会までに考えていただきたいと思う。それでは、これをもって厚生文教常任委員会を終了する。

【閉会 11：38】